

令和2年士幌町議会第3回定例会

1 議事日程第1号 令和2年9月4日（金曜日） 午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

（諸般の報告）

日程番号3 行政報告

日程番号4 教育行政報告

日程番号5 監報告第1号 例月出納検査報告

日程番号6 議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程番号7 議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程番号8 議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

2 出席議員

1番	加藤 宏一	2番	河口 和吉	3番	大西 米明	5番	伊藤 健蔵
6番	清水 秀雄	7番	牧野 圭司	8番	曾我 弘美	9番	中村 貢
10番	森本 真隆	11番	大野 明	12番	矢坂 賢哉	13番	秋間 紘一

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光	農業委員会会長	森本 耕二

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	高木 康弘	総務企画課長	亀野 倫生
会計管理者	上野 清子	町民課長	藤内 和三
保健福祉課長	藤村 延	健康介護担当課長	三島 裕子
産業振興課長	西野 孝典	建設課長	増田 優治
道路維持担当課長	佐藤 英明	建設課施設担当課長	田中 敏博
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	佐藤 慶岩
病院事務長	土屋 仁志	消防課長	土屋 政勝
ほか関係職員			

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	齋藤 英雄	高校事務長	藤井 由美

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 三島 重浩

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 矢野 秀樹 総務係長 猪狩 賢明

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は12名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回土幌町議会定例会を開会いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p><b>日程第1、会議録署名議員の指名</b>を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、牧野圭司議員及び8番、曾我弘美議員を指名します。</p> <p>ここで、このたび農業委員会会長に就任されました森本耕二氏よりご挨拶がございます。農業委員会会長、登壇願います。</p>
	森本農業委員会 会長	<p>農業委員会会長の就任に当たりまして、一言ご挨拶を述べさせていただきます。</p> <p>去る7月の20日に開催されました土幌町農業委員会総会におきまして、不肖私が委員皆様の推挙をいただき、農業委員会会長の重責を担うこととなりました。もとより浅学非才の身ではございますが、皆様の支援をいただきながら円滑な委員会の運営に努力してまいる所存でございます。今後も農業委員会は、農地を守り、持続可能な農業の確立ができ、担い手が希望を持って営農が継続できるように進めるとともに、今までと同様に遊休農地の解消やさらなる農地集積率の向上を目指し、引き続き委員並びに職員と一丸となりまして活動を進めてまいりますので、町理事者、町議会議員各位並びに各関係機関の皆様の指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。甚だ粗辞ではございますが、会長就任の挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p>
2	秋間議長	<p><b>日程第2、会期の決定</b>を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本定例会の会期は、去る9月1日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から9月14日までの11日間とし、本日配付した会期日程表のように付議いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p>
	秋間議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

したがって、会期は本日から9月14日までの11日間に決定いたしました。

これから諸般の報告を行います。

閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告によりご了承願います。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2条第1項の規定に基づき、健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書が提出されております。配付した報告書により、ご了承願います。

次に、土幌町教育委員会から教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書が提出されております。配付した報告書により、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

**日程第3、行政報告**、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。

本日ここに、第3回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

それでは、6月定例町議会以降の町政の推移についてご報告申し上げます。

はじめに、本年度の普通交付税については、前年度当初算定比7,723万2千円増の27億2,770万6千円となったところであります。増額の要因は、本年度より、地域社会の維持・再生に向かい幅広い施策に取り組むための経費として「地域社会再生事業費」分が創設されたもので、人口構成の変化・人口集積の度合いに応じた指標を測定単位として算定されたものであります。しかしながら、行財政をめぐる状況は依然として不安定な要素があるため、引き続き行政改革の徹底を図りながら、健全な財政運営に努めて参りたいと存じます。

次に、過疎法の適用外小規模町村への支援拡充を求める活動についてですが、現行過疎法の適用期限が令和3年3月31日までとなっていることから、6月10日に北海道内の過疎法適用外13市町村で、北海道中野副知事に対し、新たな過疎対策での支援拡充を求める要望を行ったところであります。

今後、国において新たな過疎対策が示されることから、全国の関係町村と連携し、過疎法適用外小規模町村への支援拡充を求める要請活動に集中的に取り組んで参りたいと存じます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、国や北海道の対策方針を踏まえつつ、町ではこれまで9回にわたる対策本部会議を開催するとともに、4回の補正予算により、感染防止や生活・経済支援活動を行ってきました。

8月に入ってからは、道外では、若い世代の感染拡大が確認され始め、さらに中高年に感染が広がるという傾向が見られるとともに、大学生生活の中での集団感染例も見られるなど、学校や課外活動等での発症例が多く発表されている状況であり、道内においても若い世代を中心に新規感染者数が増加傾向であることから注意が必要であります。

一方で、社会経済活動の段階的な再開を目指し、「新しい生活様式」を身に付けながら通常生活に移行していくことも必要となっております。

町においては、これらの傾向や課題を踏まえながら国や北海道と連携し対策を進めていきたいと考えています。

なお、国民一人当たり10万円を給付する「特別定額給付金」については、8月12日に申請を締め切り、8月20日に全て給付を完了しました。全体では2,754世帯（対象2,766世帯の99.57%）に6億80万円の支払いとなりました。

次に、農村部への光ファイバ網整備についてですが、国の第2次補正予算で整備費補助金が大幅に拡充されたことに伴い、事業実施に向け検討するとともに、整備にあたっては、過疎地域と非過疎地域で国の財政支援に差があることから、道内13町村と連携し、非過疎町村に対する財政支援を求める要望活動に取り組み、8月5日には北海道浦本副知事に要望を行うとともに、北海道町村会と協議を行ってまいりました。

整備方式は、民設民営方式と公設民営方式があるなかで、本町では後年の負担が少ない民設民営方式で整備することとし、事業期間につきましては、本年度から実施し、来年度で整備完了する予定であります。

なお、今定例町議会に整備事業負担金の補正予算を提案しておりますので宜しくお願い申し上げます。

次に、7月19日に任期満了を迎えた農業委員についてですが、4月1日から4週間にわたり委員の推薦及び公募を行った結果、定数と同数の14名の推薦があり、5月8日に農業団体等で組織される委員候補者評価委員会により、全員が農業委員として適格であるとの報告を受け、第2回定例町議会において議員各位の同意を得たあと7月20日に任命をいたしました。

同日に第1回農業委員会総会が開催され、会長に森本耕二氏、会長職務代理者に足立雅人氏が選出されました。

農業委員会には、農地行政や農業担い手対策を中心に担っていただいているところでありますが、より一層の役割が発揮されるよう期待をするものであります。

次に、町づくり総合計画についてであります。現在の第6期町づくり総合計画（平成28年度～令和7年度）は、今年度、計画期間の中

間年を迎えることから、見直し作業を行っているところであります。前期5年間の社会情勢の変化などを踏まえ、今後の町づくりの方向性を示す重要な計画として、町民会議において議論を重ね、今後議会にも提示しご意見を賜る予定でありますので、宜しくお願い申し上げます。

次に、道の駅ピア21しほろについてであります。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、4月から8月末までの来場者数が16万2千人（前年23万7千人）となり、6月以降徐々に回復傾向にありますが、依然として厳しい状況が続いております。引き続き、指定管理者である土幌町商工会、施設利用者であるJA土幌町、a t L O C A Lをはじめ、町内出品者などと連携し、感染症対策を行ったうえで、地域の活性化につながる取り組みを進めて参りたいと存じます。

次に、農畜産物加工研修施設（愛称：しほろキッチン）については、4月18日から5月末まで休館していたところですが、6月1日からは一部加工室の利用を制限し、感染拡大防止対策を十分にとった上で開館し、これまで3団体9人のご利用をいただいているところです。今後も施設利用にあたっては、利用者の安全を最優先に考慮し、引き続き、利用者にとって“気軽に”“楽しく”加工研修ができる施設の運営に努めてまいります。

また、株式会社チアーズでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、中心商店街にあるカフェを夜間活用し、飲食物の持ち込み可能なフリースペース「よるくま」の運用を8月7日より開始しており、町民が多様な用途で利用出来る自由な空間の提供を通して、町内小売店・飲食店の売上回復に貢献しながら「新しい生活様式」を実践した“まちなか賑わい創出”の取組みに期待するものであります。

今後においても、ピア21しほろやしほろキッチン、土幌高校、株式会社チアーズが連携をしながら、新しい“食”の創造、産業担い手の育成、まち発信を推進してまいりたいと存じます。

次に、農業の存続についてであります。

本町農業は高い生産性を示していますが、農業をめぐるのは、TPP11、日欧EPA、本年1月1日に発効となった日米貿易協定、更には英国のEU離脱を受け日英貿易交渉が6月上旬から始まっており、これらの影響が懸念される所であり、一方ではこういった国際化やグローバル化の進展とあわせて、新「食料・農業・農村基本計画」がスタートするなど、より多様で厳しい状況が予想されます。そのような中での農業・農村の振興は、時代のニーズを踏まえ、戦略的な取組を展開しなければならず、生産性の向上とあわせ

- ・生産者と消費者の連携
- ・関係人口の拡大

- ・担い手の育成、働き手の確保
- ・スマート農業の推進

などが求められており、8月21日に開催した農業振興対策本部審議会で協議を行い、今後事務レベルの執行部会において議論・調査を進めることとしたところであります。

次に、農作物の作況についてご報告いたします。

春耕期は平年より気温・地温が低く推移し、断続的な降雨により、馬鈴しょの植付やてん菜の移植作業は平年よりやや遅れましたが、その後の天候の回復により遅れを取り戻し、豆類の播種作業も順調に進みました。

5月には、干ばつ傾向であったものの各作物とも生育は平年並みに進み、6月に入り、高気圧の影響で平年より平均気温が高く雨量も少なく経過し、各作物とも1日から4日ほど生育は進んでおりましたが、中旬以降の低温・多湿・寡照傾向により生育は停滞し、作物への影響も懸念されたところであります。7月以降は、曇天で経過した日が多く少雨であったものの比較的高温が続き、生育は平年並みに推移したところであります。

小麦の収穫は天候に恵まれ、7月27日に収穫作業が始まり、8月2日までの7日間で全団体の収穫が終了いたしました。春耕期より生育は平年並みに推移し、収穫作業は天候に恵まれたこともあり、粗原乾燥推定重量は反収10.35俵（621kg）となり、昨年（10.43俵）に比べるとやや下回った状況となっております。

8月15日現在における農業振興対策本部がまとめた説明資料にもありますとおり、馬鈴しょの生育は平年並みに推移し、収穫作業は一部品種でスタートしており、その他の作物については平年並みに推移をしている状況であります。

8月21日に実施しました農業振興対策本部による作況調査の結果、馬鈴しょが着粒数が少ないことから「やや不良」、大豆が圃場間の生育状況にばらつきがあるから「やや不良」、小豆・菜豆が「やや良」、てん菜が「並」、牧草が「やや不良」、デントコーンが「並」、スイートコーンが「やや良」の状況であります。

収穫の最盛期を迎えましたが、今後の天候が穏やかに推移し、順調に収穫作業が進み、無事故で稔り豊かな出来秋を迎えられるよう念願するものであります。

次に、国道241号の整備についてですが、8月25日に北十勝4町国道整備促進期成会（4町町長、議会議長で構成）から、帯広開発建設部に要請したところであり、要請内容につきましては前年度同様、冬期間通行の安全確保対策と道路交通安全対策（歩道整備）となっております。なお、今年度は19号～20号間の防雪柵設置工事が実施されております。

次に、「国営かんがい排水事業」の執行状況については、「富秋士幌川下流地区（士幌町内・明渠排水路3条、L=11.2km）」のうち、今年度は実勝排水路0.5kmの工事と、「士幌西部地区（明渠排水路4条、L=8.3km）」のうち、第14号明渠排水路0.7kmの工事を実施しております。この国営事業両地区とも、事業の完成により周辺農地への湛水被害が解消され、農業の生産性向上及び農業経営の安定に資する効果が大きいことから、これからも関係機関に対して事業の早期完成に向け要請して参りたいと存じます。なお士幌西部地区においては、本年度に事業完了となる予定であります。

次に、建設事業の執行状況ですが、これまでに執行した工事について申し上げます。

土木関係では、士幌28号線交付金道路改良工事等を含む26件を発注したところであります。

土地改良関係では、道営事業の畑総事業3地区の圃場整備と士幌川西・東北地区及び新田地区道営かんがい排水整備事業について調査計画を実施する予定です。

また、町が実施します団体営事業では、士幌南地区小規模土地改良事業明渠排水工事を含む8件を実施しております。

建築関係では、公営住宅若葉団地新築工事を含む14件を発注しております。

上下水道事業関係では、士幌終末処理場建設工事を含む11件を発注したところです。

次に、猛暑による熱中症対策ですが、8月11日に最高気温33℃を記録し、その後も真夏日や夏日が続いたことから、8月13日と8月27日に在宅で日常速やかに支援する家族がいない高齢者を中心に電話による安否確認と熱中症予防と新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起を行いました。

1回目の8月13日は、対象者116人104世帯に対して、電話による安否確認等を行い、確認がとれなかった世帯に対しては、戸別訪問で対象全世帯の安全を確認したところであります。8月27日には、前回同様2回目となる安否確認等を実施し、特に前回連絡した際に確認をとった冷房設備のない家庭を中心に、88人77世帯に対して電話による安否確認等を行い、前回同様確認が出来なかった世帯に対しては、戸別訪問で対象全世帯の安全を確認したところであります。

次に、行事関係であります。今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、北海道の感染症対策本部が示すイベント等の開催制限を受け、やむを得ず中止や縮小の対応をとってきたところであります。

これを踏まえ6月15日に、例年実施している戦没者追悼式に代えて、町遺族会、町社会福祉協議会、町議会、町代表者により忠魂碑前献花

を行いました。

7月25日には、総合研修センターにおいて、6月にホクレン農業協同組合連合会の会長に就任した篠原末治氏と、昨年12月に（一社）日本家畜商協会会長に就任した松山幸雄氏の激励会が、実行委員会により開催されました。

8月17日には、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、町ではあらかじめ関係機関が連携して、災害時の対応の検討、役割分担の調整等を行うことを目的に、町民保健センターで避難所開設訓練を実施しました。

9月3日には、これから台風シーズンを迎えるにあたって、友愛地区自主防災会と合同で、感染症対策を含む住民避難訓練を実施し、防災意識の高揚を図ったところです。

その他、町の事業は保健や介護予防に関する事業（特定健診・予防接種・乳幼児健診・高齢者まる元気運動教室・いきいき運動教室・お元気度測定会）など、感染防止対策を講じながら事業を実施しており、また、町内の介護事業所において何かと不便をおかけしているところですが家族等の面会に制限をかけるなど、利用者の行動範囲を縮小しながら運営しているところではありますが、障がいサービスにおいては、短期間の利用制限を設けたもののほぼ通常どおりサービスを提供しております。

なお、例年この時期に実施している老人・障がい者合同大運動会、しほろ7000人のまつり、敬老会は、参加者の安全安心が確保できないことからやむを得ず取りやめましたが、敬老会の対象者109名には、敬老祝い金の他プラザ緑風での入湯・食事等に利用できる商品券を贈呈することとしております。

受章関係では、公益のため多額の私財を寄附された西上の加納昇さんが紺綬褒章を受章され、町より伝達を行いました。

表彰関係では、社会福祉法人温真会理事長、松浪浩之さんが、長年にわたり地域住民の福祉の向上に勤めた功績が認められ、北海道社会貢献賞（社会事業関係功労者）を受賞されました。

次に、国民健康保険病院の今年度4月から7月までの4か月間の患者数についてご報告申し上げます。

まず患者数については、1日平均で申し上げますと、入院では予算40人に対して34.4人、外来では予算91.2人に対して75.2人の実績となっており、予算達成率は、入院で86.1%、外来で82.4%となっております。

また、前年度実績入院35.8人、外来81.5人と比べますと、入院では1.3人、外来では6.3人のそれぞれ減となっております。

病床利用率の動向については、7月末までの4カ月間で、入院患者が4,201人、病床利用率68.9%となったところであります。

次に、4月から7月の経営状況についてご報告申し上げます。

まず収益についてですが、入院では予算（4か月分）9,198万円に対して7,159万円、外来では予算（4か月分）6,286万円に対し4,845万円の実績となっており、予算達成率は入院77.8%、外来77.1%となっております。

また、前年度実績入院7,883万円、外来4,849万円に比べますと、入院で724万円、外来では3万円のそれぞれ減となっております。

病院運営につきましては、本年4月以降医師3人体制の運営となっておりますが、引き続き常勤医師の確保に努めながら、業務に支障が無いよう道内各医大や各病院からの派遣医師で対応し、当面の業務に対応する所存であります。

病院経営の改善に向けては、地域医療等アドバイザーの助言もいただきながら、検討を行ってきたところでありますが、7月29日には、私と副町長が出席し、経営改善会議を開催し、院長をはじめ、病院内係長以上職との意見交換を行いながら、経営改善に向けた協議を行ったところであります。

今後においても、院内会議、国保病院経営改善検討委員会などで検討・調整を進めて参りたいと存じます。

いずれにいたしましても、土幌町における「保健・医療・福祉」の中核である町立病院のあり方について、十分な、検討を進める所存でありますので、議員各位におかれましてもご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今定例町議会に上程しております案件は、北海道市町村総合事務組合規約の変更1件、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更1件、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更1件、条例の一部改正1件、令和2年度一般会計ほか3特別会計、1事業会計の補正予算5件、令和元年度一般会計ほか6特別会計、1事業会計の決算認定8件のあわせて17件であります。

このほか、追加議案として土幌町防災無線整備工事の工事請負契約と人事案件の2件を上程する予定でありますので、よろしく願い申し上げます。

それぞれ議案提案の都度、詳細をご説明いたしますので、充分ご審議をいただき可決くださるようお願い申し上げ、行政報告にかえさせていただきます。

4 秋間議長

**日程第4、教育行政報告**、教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。教育長、登壇願います。

堀 江  
教 育 長

令和2年第3回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

はじめに、学校教育関係について報告申し上げます。

文部科学省は、5月22日に長期休校後の再開に向けて学校現場が踏

まえておかなければならない新型コロナウイルス感染症の衛生管理について考え方や具体的な対応策を一冊にしたマニュアル「学校の新しい生活様式」を全国の教育委員会に発出しましたが、このマニュアルは、地域別の感染状況を3段階のレベルに分け、教室内で確保すべき児童生徒間の身体的距離を明示したほか、各教科や部活動で留意すべき内容をレベル別に示し、最も感染レベルの低いレベル1では、感染症対策を十分に取った上で、従来の40人学級による授業が可能とし、部活動も通常の活動を行うよう求めています。

その後、文部科学省では、最新の知見に基づき8月6日にマニュアルを改訂し、学校現場の負担となっている消毒作業について通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるとする内容を追加し、過度な消毒は不要であることが記載されました。

また、各地で猛暑が続き、熱中症のリスクが高まっていることを背景に、マスクについては常時着用という文言をなくし、身体的距離が取れない場合は着用すると変更されています。

さらに、学校内で感染者が出た場合の臨時休校は、濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲と定め、学校全体に感染が広がっている可能性が高いような場合などでなければ、これを超えての臨時休校は基本的に不要であり、できる限り児童生徒の学びの機会を保障することが重要とし、現在は感染者が発生した後、1日から3日の臨時休業を実施してから、学校を再開する例が一般的である旨を、事例とともに紹介しています。

この他、学校が本格的に再開し始めた6月1日から7月31日までに学校関係者から報告された新型コロナウイルスの感染者数は、児童生徒242人、教職員51人、幼稚園関係者29人で、児童生徒の感染経路は、家庭内感染とされたケースが137人と最も多く、学校内感染とされたのは11人とどまったとのデータや分析もマニュアルに記載されています。

町立学校は、このマニュアルに基づき学校運営を行っていますが、国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれる状況であり、こうした中でも、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。町立学校及び町教委では、今後とも町保健福祉課とも連携し、新たな情報や知見を情報収集しつつ、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくことにしています。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを回避するとともに感染拡大防止のため、土幌町立学校の全校を臨時休業とした影響による授業時数の確保及び児童生徒の学びの保障を目的として、小・中学校、高等学校の全校で夏季休業期間を短縮し、8日間の授業日を設け

たところ です。

これに伴い各学校からは、授業の遅れを取り戻した学年もあるとの報告を受けております。

次に、学校における児童生徒1人1台コンピュータの購入につきましては、全校で納品が完了し、今後、校内LAN工事を実施することになっております。

これにより、学校のICT環境が抜本的に充実され、国では学習者用デジタル教科書の本格導入が検討されております。

教育委員会といたしましては、本年度は指導者用デジタル教科書の試験的導入を行い、来年度からの本格導入に向けて準備を進めたいと考えております。

次に、令和3年度に使用する小学校用教科用図書につきましては、昨年度に採択した教科用図書と同一のものを使用することで、8月27日開催の教育委員会定例会において採決決定しました。

また、令和3年度に使用する中学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき設置された第12地区教科書採択教育委員会協議会において、専門的な調査研究の報告を基に協議・決定された教科用図書について、同日開催の教育委員会定例会において採択決定いたしましたので報告いたします。

次に、土幌小学校では、児童が楽しみにしていた遠足を7月3日に実施することができました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症防止の影響により、学校行事を自粛してきたため、学校再開後、初めての全校行事となりました。

1年生は交通公園と中央公園で遊んだ後に遊水公園で昼食という公園ツアー、2年生は中央公園内でのオリエンテーリングとレクリエーション・昼食という中央公園満喫ツアー、3年生は音更町十勝エコロジーパークへのバスツアー、4年生は本別公園へのバスツアー、5・6年生は上土幌町航空公園へのサイクリングで、心配していた天気も絶好の遠足日和となり、楽しい時間を過ごすことができました。

昼食は、お弁当の日の取組に各家庭でご協力いただき、うれしそうにお弁当を食べている子どもの笑顔はとても素敵でしたと校長から報告を受けております。

また、中土幌小学校及び上居辺小学校では、それぞれ9月中に遠足実施を計画しております。

まだまだ、新型コロナウイルスへの警戒を怠ってはいけない時期ではありますが、感染防止のための配慮をしながらも、可能な限り日常の学校生活を取り戻すことが、子どもの心の安心につながっていくものと各小学校では考えております。

次に、土幌町中央中学校では、本年度の中体連の春季・夏季の方面

大会とその後の十勝大会については、すべて中止となったため、北部十勝中学校長会主催で、3年生がこれまでの運動部活動の成果を発揮することができる大会として、北部十勝中学校夏季大会が開催されました。

大会は、7月下旬から8月上旬にかけて、野球・サッカー・バレーボール・バドミントン・卓球・バスケットボールなどが開催されました。

各競技ともに、選手たちが夏の暑さの中を精力的に動き回る姿が見られるなど、熱戦が繰り広げられました。

臨時休校で十分な練習ができない状況でしたが、3年生の部活動の集大成の場として、これまで培ってきた技術や団結力などが随所に見られた大会でした。

なお、大会の開催に当たっては、屋内・屋外競技ともに、保護者を含めて、観戦者の入場を制限するなど、感染防止対策を徹底して進められました。

また、中学校の修学旅行は当初、4月に東京方面に2泊3日で実施する予定でしたが、新型コロナの影響を考慮して、行先は道内に変更して日程も見直しをして、2学期への延期を決定しました。

8月に入り、感染者数の増加など感染拡大の心配もされるころでしたが、道内は比較的落ち着いた状況にありましたので、8月23日から26日までの3泊4日に変更した計画で実施しました。

今回の修学旅行の実施に当たっては、3密を防ぐため、貸切バスの増車などのコロナ対策を十分に施した中で、生徒たちにも例年以上に高い意識を持って行動することなど、事前指導に時間をかけて実施しました。

函館市内での自主研修による地域の現状及び歴史に触れる学習、札幌市内の専門学校体験では6校で10コースのキャリア学習など、今後の生活や進路などに関わる貴重な経験をするとともに、友だちや仲間と楽しく過ごす時間を存分に満喫できた旅となりました。

多くの行事や部活動の大会などが中止となり、辛い日々が続いていた3年生の皆さんにとっては、中学校生活を通して、より思い出深いものになったのではないかと考えております。

次に、北海道士幌高等学校では、4年目を迎えたGLOBALG. A. P.（農産物の生産工程管理の国際基準）の取り組みは、6月26日にニンニク、ニンジン、小麦、ジャガイモの4品目について認証審査会社の更新審査を受け、7月10日付けで認証されたところです。

北海道HACCP（北海道の自主衛生管理認証基準）については食品加工施設で製造している加工品の追加認証に向けて意欲的に取り組んでおります。

農業先進技術活用実践学習では、ドローンやe-kakaShiを活用した

学習に加え、家畜管理においては昨年導入した牛温恵（母牛の体温監視通報システム）により、IoT（物のインターネット）を活用した省力管理を実践しております。

農業クラブ活動では、8月3日に十勝総合振興局において土幌高校の商品開発学習やHACCPの取組、学校林の保全活動などが評価され、とちち未来チャレンジ表彰を受賞したところです。

また、8月6日には、帯広信用金庫金融経済プログラムの「地元高校生による十勝の未来づくり応援プロジェクト」の採択を受け、昨年、HACCPの認証を受けた「ヌプカの雪解け」に続く新たな製品の開発に取り組んでいるところです。

来年度の生徒募集につきましては、7月3日から13日まで管内中学校23校を私と校長で訪問し、10月からは教頭が再度訪問して保護者や生徒の方々に本校の特色や修学助成制度などをPRする予定となっております。

なお、9月18日に土幌町中央中学校の高校体験学習の開催や、10月2日にはオープンスクール「農と食の学習体験会」を開催し、管内の中学生に農場や食品加工施設での各作業を体験していただく計画を進めております。

さらに、FM-JAGGのラジオ放送を通して、本校の「志プロジェクト」をはじめとする活動も年間計画を立て放送を予定しており、管内中学校に本校の魅力を発信し、一人でも多くの生徒に入学してもらうようPR活動を継続してまいります。

次に、社会教育関係について報告申し上げます。

各種学級活動は、柏樹学級が本年度の活動を自粛することで8月6日の運営委員会で決定したところです。

女性ライフスクールにおいては、開級式を7月22日に開催し、本年度の活動をスポーツと教育講座を行うこととし、自らの学習ニーズに応じた内容にするなど、新型コロナ禍で自主的な活動が進められています。

サタデースクール事業につきましては、社会福祉法人温真会に委託し、例年、多くの小学生が参加して野外体験学習や自然観察、工作・科学教室、文化事業などを展開していますが、本年度は各家庭で作成できる巡回型お楽しみBOXとしてゼリー石けんづくりやTシャツのタイダイ染めなどを実施しております。

体育関係では、町民体育祭としてのソフトボール大会は3チームの参加を得て7月6日及び9日に実施し、パークゴルフ大会は18チーム69名の参加者で開催し、町民の皆さんが日頃の練習の成果を発揮して熱戦が繰り広げられました。

町民プールは6月15日にオープンして以降、幼児・小学生などの利用者でにぎわっており、8月には幼児・小学生水泳教室を4日間で延

秋間議長	<p>べ205名の参加がありました。</p> <p>なお、今シーズンの利用期間は、9月10日までを予定しています。</p> <p>その他、各種体育団体や土幌町スポーツ合宿等推進協議会主催による大会が行われております。</p> <p>いずれの大会についても、新型コロナウイルス感染症防止策を行って実施され、主催の関係者が適切な対応を取って運営を行っていただいているところでございます。</p> <p>以上申し上げ、教育行政報告といたします。</p> <p>これで行政報告は終わりました。</p> <p>なお、行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願いいたします。</p> <p>ここで、本日定例会に提出された議案について理事者からの提案理由総括説明を求めます。副町長、登壇願います。</p>
高木副町長	<p>それでは、今期定例議会に提案しております議案の総括説明をいたします。</p> <p>議案につきましては、組合格約の変更が3件、条例の一部改正が1件、補正予算案が5件と一般会計ほか各会計の決算認定8件の合計17件の議案を提出させていただきます。</p> <p>議案第1号から第3号までは、組合格約の変更であります。議案第1号、北海道市町村総合事務組合格約、議案第2号、北海道市町村職員退職手当組合格約、議案第3号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてであります。いずれも加入団体の脱退に伴う変更であります。議案第4号は、土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、法律の改正に伴う改正であります。議案第5号から第9号までは補正予算でありまして、第5号が一般会計、第6号が国保会計、第7号が後期高齢者会計、第8号は介護保険会計、第9号が病院事業会計の補正予算案であります。認定第1号から第8号までは、令和元年度の一般会計ほか6特別会計、1事業会計の決算認定であります。これ以外につきましては、工事請負契約1件、人事案件1件について追加提案を予定しております。</p> <p>議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、総括説明といたします。</p>
5 秋間議長	<p><b>日程第5、監報告第1号「例月出納検査報告」</b>を行います。</p>
猪狩総務係長	<p>職員に朗読させます。</p> <p>監報告第1号。</p> <p>土幌町長、小林康雄様。土幌町議会議長、秋間紘一様。</p> <p>土幌町代表監査委員、佐藤宣光。</p> <p>例月出納検査報告。</p> <p>例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定によ</p>

	<p>秋間議長 佐藤代表 監査委員 秋間議長</p>	<p>り、次のとおり報告します。</p> <p>例月出納検査報告書。</p> <p>令和元年度5月分、令和2年6月19日、令和2年度5月分、令和2年6月19日、令和2年度6月分、令和2年7月20日、令和2年度7月分、令和2年8月20日、いずれも佐藤、河口監査委員。</p> <p>下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検査をしたところ、いずれも適正であった。</p> <p>記以下は記載のとおりですので、朗読を省略します。</p> <p>以上です。</p> <p>代表監査委員の補足説明があれば求めます。</p> <p>ございません。</p> <p>これで例月出納検査報告を終わります。</p>
<p>6・7 8</p>		<p>日程第6、議案第1号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」、日程第7、議案第2号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」、日程第8、議案第3号、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、以上の3件を関連議案として一括議題といたします。</p>
	<p>高 木 副 町 長</p>	<p>朗読を省略し、提案の理由を求めます。副町長。</p> <p>議長のお許しがありましたので、議案第1号から第3号まで一括して提案理由についてご説明いたします。</p> <p>最初に、議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について説明をいたします。</p> <p>これは、加入団体の脱退に伴う関連箇所の規約改正でありまして、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。この組合は、市町村の非常勤職員等の公務上の災害に対する損害補償に関する事務を行う組合であります。</p> <p>説明資料の4ページをお開き願います。別表第1中、石狩振興局の札幌広域圏組合、渡島総合振興局の山越郡衛生処理組合、空知総合振興局の奈井江・浦臼町学校給食組合が脱退したことにより、削除し、管内の欄の振興局ごとの団体数を記載のとおり改めるものであります。次の別表第2も同様に、ただいま説明いたしました団体を削除するものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則でございますが、地方自治法第286条第1の規定により、北海道知事の許可の日から施行するものであります。</p> <p>続きまして、議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について説明をいたします。</p> <p>この議案も議案第1号と同様の理由により、議会の議決を求めるものであります。この組合は、市町村職員の退職手当の支給事務を共同</p>

処理する組合であります。

説明資料の6ページをお開きください。別表中、渡島管内の山越郡衛生処理組合、空知管内の奈井江・浦臼町学校給食組合が脱退したことにより、削除するものであります。

議案に戻っていただきまして、附則であります。地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について説明をいたします。

この議案も議案第1号、第2号と同様の理由により、議会の議決を求めるものであります。この組合は、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理する組合であります。

説明資料の8ページでございます。別表第1中、山越郡衛生処理組合、空知管内の奈井江・浦臼町学校給食組合、札幌広域圏組合が脱退したことにより、削除するものであります。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、議案第1号から第3号までの説明といたします。

秋間議長 これから一括して質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、一括して討論を行います。

(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。

次回は8日午前10時から再開します。

本日はこれで散会いたします。

(午前10時53分)